

農 第 4 3 3 号  
令和 2 年 2 月 7 日

(一社) 富山県建設業協会会長 殿

富山県農林水産部農業技術課長



中国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）  
の発生に伴う防疫対策の再徹底について

このことについて、令和2年2月7日付け元消安第5080号で農林水産省消費・安全局動物衛生課長より、別添写しのとおり通知がありました。

今般の事例は、中国の家きん農場における今シーズン始めての高病原性鳥インフルエンザの発生事例となり、このことをうけ、本県では養鶏農家や各関係機関に対して情報提供と注意喚起を行い、本病の発生を予防するための防疫対策の再徹底を指導しているところです。

これまでのところ、県内はもとより国内家きん飼養農場では異状は確認されていませんが、富山県内で高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、協定に基づいて貴協会に防疫作業を依頼することが想定されます。つきましては、万が一の本病発生時には、本県の実施する防疫作業へのご協力をお願いいたします。

事務担当：  
富山県農林水産部農業技術課  
畜産振興班 蓮沼、先名  
TEL：076-444-3289  
FAX：076-444-4409



元消安第 5080 号  
令和 2 年 2 月 7 日

富山県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生に伴う防疫対策の再徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

中国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生の報道を受け、先般、「中国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生に係る防疫対策の再徹底について」（令和 2 年 2 月 4 日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡）により、家きん飼養農家を含む畜産関係者へ本事例を周知するようお願いいたしましたところ です。

今般、中国当局から国際獣疫事務局（OIE）に対し、別添のとおり通報されましたのでお知らせします。さらに、台湾においては、継続的に本病の発生が確認される等、我が国へのウイルスの侵入について、引き続き警戒する必要がありますと考えております。

つきましては、畜産関係者に対し、本病ウイルスの侵入防止対策及び飼養家きんの異状の早期発見・通報等について、再度、徹底をお願いします。

また、農場において本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、必要な人員の確保、緊急連絡先の確認並びに必要な防疫資材の備蓄状況及び調達先を御確認いただくとともに、防疫措置従事者の感染防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局との連携体制についても御確認いただきますようお願いします。

なお、海外における高病原性鳥インフルエンザ等の発止状況等の必要な情報については、今後も当方ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、御活用いただきますようお願いいたします。

<農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報>

URL：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

